平成２１年（フ）第１８４号
北海道小樽市長橋５丁目35番１号
債務者　小川　理沙
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１８６号
北海道小樽市真栄１丁目13番４号
債務者　松本　伸博
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１８７号
北海道小樽市真栄１丁目13番４号、前住所札幌市西区西野８条３丁目１番３号　グリン西野202号
債務者　松本　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１８９号
北海道小樽市勝納町14番103号　黒坂アパート１Ｆ、前住所北海道小樽市花園３丁目６番11号　コーポ堀口
債務者　近藤眞智子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１９０号
北海道小樽市末広町３番８号
債務者　黒谷　英司
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２０５号
北海道苫小牧市光洋町３丁目８番４号、申立時の住所北海道苫小牧市元町２丁目４番６号　フジモトハイツ元町206
債務者　村中　勇治
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７３号
神奈川県横浜市港北区高田西２丁目11番地43　ロレアルマンション102号、住民票上の住所山梨県笛吹市御坂町上黒駒1288番地
債務者　本庄裕美子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
山梨県甲斐市中下条546番地６
債務者　早乙女　弘
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
山梨県甲斐市中下条546番地６
債務者　早乙女やよい
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
大分県別府市浜町７番14号
債務者　久本　兼義
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９８号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2241番地８
債務者　矢野　明里
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２１４号
宮崎県延岡市粟野名町1493番地２
債務者　川原　智子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２２１号
宮崎県延岡市緑ケ丘１丁目17番７号
債務者　田住　國広
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２２４号
宮崎県日向市大字細島639番地
債務者　河野　美徳
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１３０号
沖縄県中頭郡西原町字棚原337番地の１　メゾンＳＨＯＵ202号
債務者　崎原　盛吉
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１９８号
沖縄県那覇市字安謝620番地218國仲方、住民票上の住所沖縄県那覇市字安謝20番地６
債務者　具志堅民子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２７３号
沖縄県那覇市字栄原１丁目６番48―308号　小禄市街地住宅
債務者　知念　　恵（旧姓山城）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部